

おそれながらきつけをもつてもうしあげたてまつりそうろう

⑩ [乍恐以書付奉申上候]

天明3年(1783)卯8月

岩井村に対して領主の旗本保科家から支給された御救金の受取書の控です。岩井村に対しては金2両が支給され、村役人だけではなく、すべての百姓に間違いなく支給したことが報告されています。江戸時代の物価は時代や地域によって違いがありますが、一般的に米1石(約150kg)が金1両ともいわれていますので、史料⑩にある扶持米ふちまいの支給とともに被災した村人にとって重要な生活資金になったことは間違いありません。

伊能光雄家文書 P8003 No.1111

乍恐以書付奉申上候

一 此の度大變に付き、田畑潰れ地罷り成り難儀仕り候、御百姓殿様御手元より当時御救として金子貳両下し置かれ、有り難き仕合わせに存じ奉り候、右難儀の御百姓小前へ銘々相違無く割り渡し仕るべく候、以上、

天明三年 卯八月

岩井村 御役人様

右の通り八月十八日夜、指し上げ申し候書付候也  
但し藤村官蔵様へ指し上げ申し候

改書郡岩井村  
名主 平治右衛門印  
組頭 要右衛門印  
同断 又兵衛印  
同断 久太郎印  
同断 伊八印  
同断 平左衛門印  
百姓代 又市印  
年寄 弥治右衛門印  
同 林右衛門印  
同 重五郎印  
同 忠五郎印

【史料⑩】「乍恐以書付奉申上候」天明三年卯八月  
〔読み下し文〕

恐れ乍ら書付を以て申し上げ奉り候  
一此の度大變に付き、田畑潰れ地罷り成り難儀仕り候、御百姓殿様御手元より当時御救として金子貳両下し置かれ、有り難き仕合わせに存じ奉り候、右難儀の御百姓小前へ銘々相違無く割り渡し仕るべく候、以上、  
我妻郡岩井村

御見分  
御役人様

右の通り八月十八日夜、指し上げ申し候書付候也  
但し藤村官蔵様へ指し上げ申し候